（仮称）北海道小樽余市風力発電所計画段階環境配慮書に係る知事意見

令和２年（2020 年）７月３日

双日株式会社宛て

本事業は、小樽市及び余市町の約 1,443.9ha を事業実施想定区域として、全高約 150m、ローター直径最大 130m に及ぶ最大 27 基の風車による最大出力 116,100kW の風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、保安林については同区域のほぼ全域を占めているほか、クマタカやオジロワシなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域周辺には住居が存在しているほか、塩谷丸山や天狗山展望台といった地域の主要な眺望点が存在する。さらに同区域周辺には他事業者の計画中の風力発電事業が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

１　総括的事項

（１）今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、２の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

（２）本配慮書では、風況や地形の状況等をもとに検討対象エリアを絞り込み、法令等の制約を受ける場所及び環境保全上留意が必要な場所を確認し、事業実施想定区域を設定したとしている。しかし、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。特に保安林が事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、当該保安林を回避しなかった理由などについても記載すること。

（３）事業実施想定区域の周辺には他事業者の計画中の風力発電事業があり、この風力発電所との累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

（４）地域住民等から自然環境や景観への影響、低周波音や風車の影による健康被害を懸念する声が認められている状況を踏まえ、今後の手続きに当たっては、周辺町内会のみならず広く住民や関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に十分努めること。

（５）インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、環境影響評価図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

２　個別的事項

（１）騒音、超低周波音及び風車の影

事業実施想定区域の周辺には住居が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居から離隔することなどの措置を講じ、影響を回避又は十分に低減すること。

（２）動物

ア　事業実施想定区域は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」において、クマタカなどの分布情報により注意喚起レベル A3 及び C のメッシュに含まれ、特に重点的な調査が必要とされている。また、事業実施想定区域及びその周辺はノスリの渡りの経路となっている可能性があるほか、オジロワシなどの越冬期の生息情報やコウモリ類の生息環境の分布が認められている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、鳥類の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ　動物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

（３）植物及び生態系

ア　事業実施想定区域には、エゾイタヤーシナノキ群落など自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が広範囲に存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。特に保安林については、事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、重大な影響が懸念されることから、当該保安林の関係機関と事前に十分協議した上で事業計画を検討すること。

イ　植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ　生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

（４）景観

ア　事業実施想定区域には、景観資源である於古発山が含まれており、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性がある。また、主要な眺望点については関係自治体ホームページや観光パンフレット等に掲載の情報に基づき選定しているが、関係機関等へのヒアリングなどにより他に追加すべき眺望点がないか改めて検討すること。特に同区域には、天狗山から塩谷丸山を巡り遠藤山や於古発山を散策できる「小樽周辺自然遊歩道」が含まれており、「大曲展望所」など改めて主要な眺望点がないか確認すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ　事業実施想定区域周辺には、地域の貴重な観光資源である「塩谷丸山」や重要な眺望地点である「天狗山」等があり、風車の設置に伴う自然景観や眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

（５）人と自然の触れ合いの活動の場

事業実施想定区域には、「小樽周辺自然遊歩道」が含まれるため、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する重大な影響が懸念される。このため、これらの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減すること。